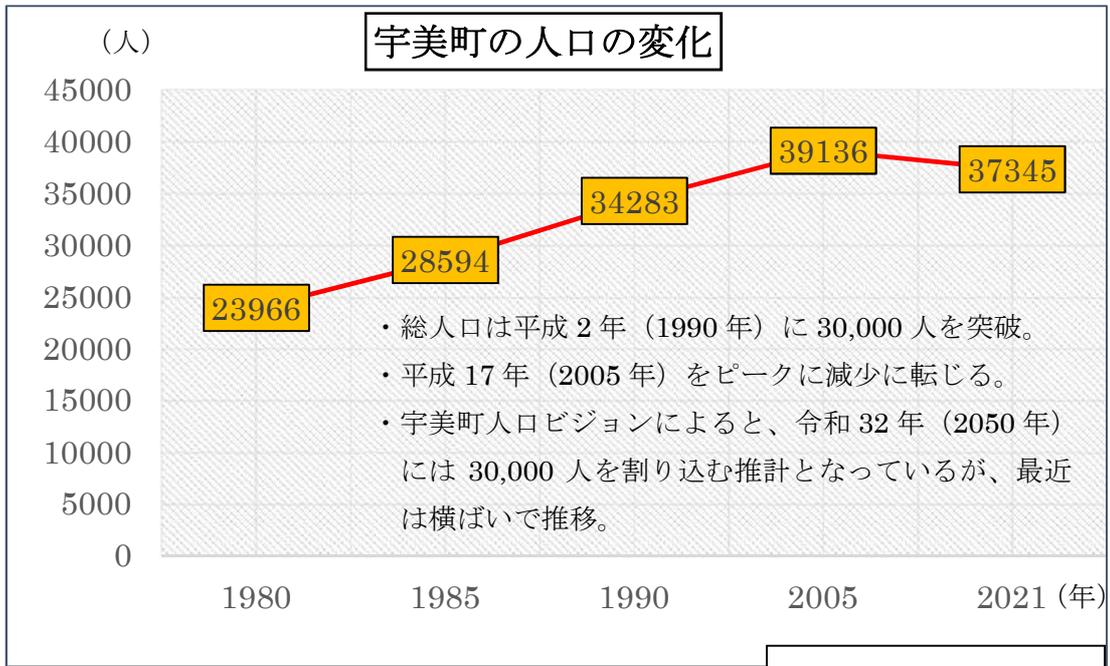


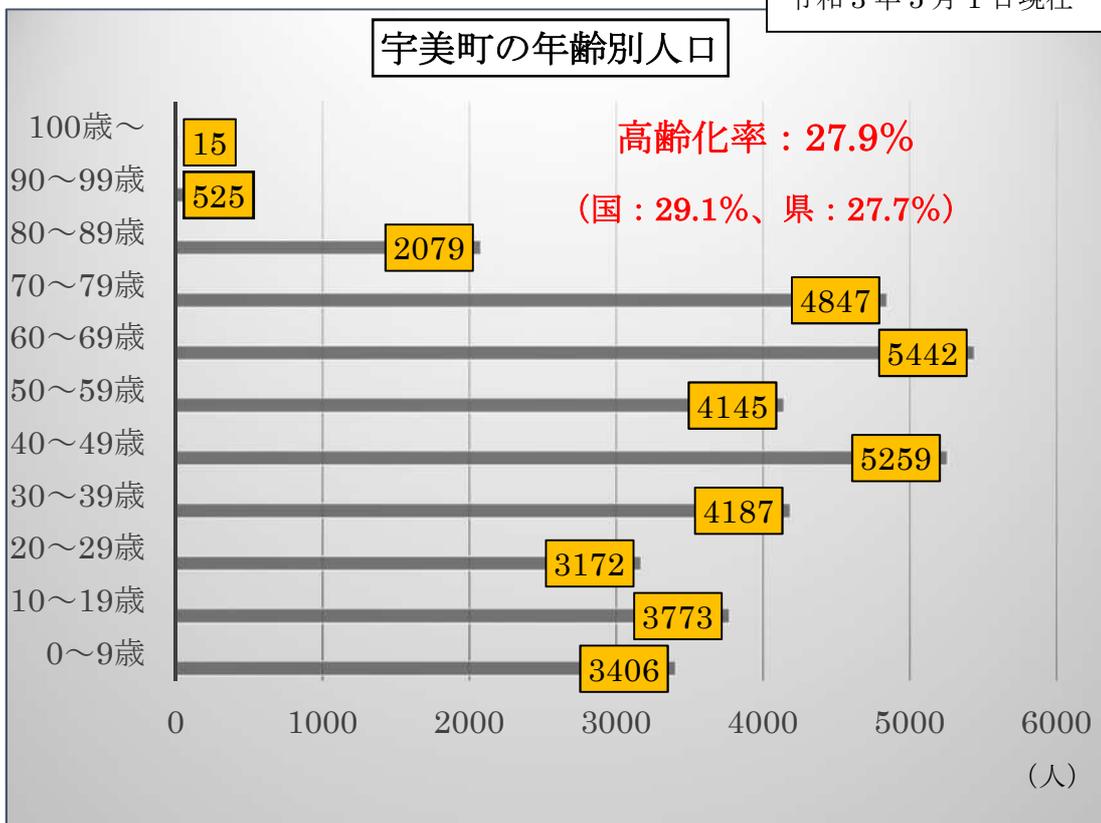
(1) 宇美町の地域交通の現状と今後の方針

○宇美町の概要

- ・人口：37,134人（令和4年5月1日現在）
- ・面積：30.21km²（60.8%が山林で、起伏の多い地形となっている）



令和3年5月1日現在



○地域交通の現状

【近隣交通機関（施設）とのアクセスマップ】



【JR】

- ・宇美駅⇄博多駅
(長者原乗換) 約 30 分
- ・宇美駅⇄香椎駅
約 30 分

【西鉄バス】

- ・町中心部⇄天神
約 50 分
- ・町中心部⇄博多
約 40 分
- ・町中心部⇄福岡空港
約 30 分

- 【車】 町中心部⇄天神 約 40 分 町中心部⇄博多 約 30 分
- 町中心部⇄太宰府 I C 約 15 分 町中心部⇄須恵 S I C 約 10 分

【町内交通機関の状況】

- ①西鉄バス 主に宇美営業所及び上宇美を拠点として福岡市内（天神・博多駅・福岡空港・南福岡駅）や太宰府方面へ運行
- ②JR 町内唯一の鉄道駅である JR 宇美駅があり、香椎線の始発・終着駅である。香椎線の中では3番目に利用者（約 1,900 人/日）が多い。
- ③タクシー 町内で2事業者が営業されており、個人タクシーは約50件。
- ④福祉巡回バス「ハピネス号」（別添資料参照）
無料の町内巡回バス。JR 宇美駅を拠点に町内を小型バス（定員31人）2台で4コースを回り、各コースとも1日4便運行している。
運行時間は、概ね8時半から18時半の10時間。

○地域交通の課題

- ・コロナ禍という状況も大きく影響し、各サービスの利用者は大きく減少。
- ・このような状況が続けば、運行体制の見直しの必要性が生じ、町民の日常生活に支障をきたす恐れあり。
- ・利用者の生活様式や利用目的に合わせた態様見直しに着手する必要がある。

○ハピネス号の概要

①ハピネス号の運行形態及び現状

- ・無償の福祉バスを2台・4コース（4便／日）で運行。
- ・運行時間は、おおよそ8時30分から18時30分の約10時間。
- ・各コースともに午前中の利用者が多い（通院・買物）一方で、夕方の時間帯は利用者が極端に減少（10人以下の便もあり）。

②利用者数及び事業費の推移

年度	利用者数（人）	事業費（千円）
H25	103,555	25,000
H26	101,191	25,714
H27	94,622	22,549
H28	86,353	28,975
H29	66,472	40,976
H30	64,239	38,223
H31	63,314	38,985
R2	44,825	38,749
R3	52,940	38,956

←現契約スタート

←コロナ禍の影響

③ハピネス号の課題

- ・便数が少なく、待ち時間が長いのに加え、乗車時間も長い。
- ・バス停を設置できる場所が限られているため、利用者宅からバス停まで遠く、勾配が多いエリアでは特に高齢者にとっての負担が大きい。
- ・利用者は固定されており、子育て世代等の幅広い世代に浸透していない。
- ・運転免許返納者等への対応として、地域公共交通の維持と利便性の向上は不可欠である。

○今後の方針

【オンデマンドバスへの移行】

- ・従来のバスのように時刻表や決まった運行ルートがなく、AI（人工知能）が予約状況に応じて、効率的な運行ルートを考えながら走るAI活用型のオンデマンドバス「のるーと」を導入し、上記の課題解決を目指す。
- ・令和3年4月に宗像市日の里地区のオンデマンドバス「のるーと」を視察。宗像市の担当者から導入に至る経緯等の説明を受ける。
→ハピネス号の課題解決や今後の施策に生かせるツールとして認識。

○オンデマンドバス「のるーと」の特徴（別添資料参照）

- ・フルデマンド運行（即時予約・事前予約）による待ち時間の短縮
→待ち時間は、平均 15 分（最大 30 分）程度、3 日前から予約可
- ・予約はスマホアプリを使用（電話による予約も可能）
【参考：宗像市の場合】アプリ：電話＝7：3
- ・住民ニーズに沿った乗降拠点設置によるアクセス性改善
約 100 拠点→180 拠点程度
- ・車両はトヨタハイエース（定員 8 名）
→現状のバスでは侵入できないような狭い道も走行可能
- ・A I が効率の良いルートを選択するため、移動時間を短縮
- ・全てデータ化されることで、最適導入台数が実現でき、コスト抑制
- ・nimoca 等の交通系 IC 決済が可能となる。他の公共交通機関との乗り継ぎの面で利便性の向上が期待できる。

(2) 宇美町における持続可能な公共交通体系の構築に向けた研究に関する協定について

【協定の相手】

- ・西日本鉄道（株）
- ・ネクスト・モビリティ（株）

【協定の目的】

宇美町において、将来に渡って持続可能な公共交通体系を構築するため、民間事業者の新技术・新サービスを活用した交通手段の試行を含めた新たな公共交通体系についての検討を進めることを目的とする。

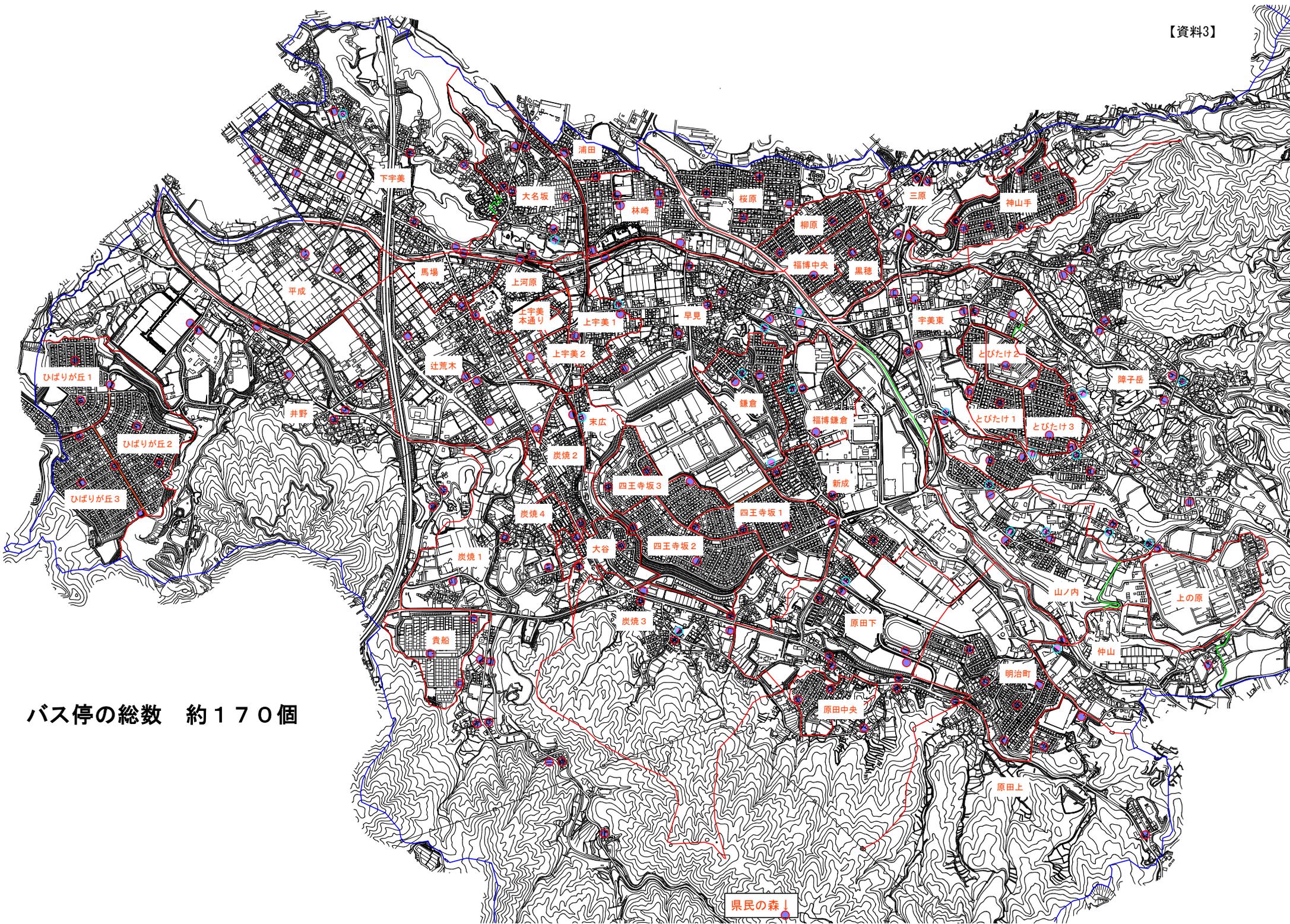
【連携協力事項】

- ・民間事業者の新技术・新サービスを活用した交通手段に関する検討
→A I 活用型オンデマンドバス、I C 決済サービス 等
- ・地域公共交通計画（※）の策定に向けて、町全体の公共交通網の見直しや新技术・新サービスを活用した交通手段に関する検討
※地域の公共交通のあり方を明確にし、地域の旅客運送サービスを持続的に確保できるよう定めるもの。
- ・その他目的達成に必要と認める事項

【協定日】 令和4年3月28日（月）



左からネクスト・モビリティ（株）田中社長、安川町長、西日本鉄道（株）の松本常務



バス停の総数 約170個

県民の森↓

(5) 宇美町地域公共交通活性化協議会の設置について

【目的】

宇美町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議並びに連絡調整等を行うために設置する。

【地域公共交通活性化協議会と地域公共交通会議】

項目	協議会	地域公共交通会議 (以下「交通会議」という。)
根拠法令等	地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律	道路運送法施行規則
主宰者	宇美町	宇美町
目的	地域公共交通計画（※） の作成及び実施に関し 必要な協議	地域の実情に応じた適切な乗 合旅客運送の態様及び運賃・料 金等に関する事項 等
対象となる 交通形態	全ての交通形態	バス・タクシー（乗合）、自家用 有償旅客運送

※地域公共交通計画：地域の公共交通のあり方を明確にし、地域の旅客運送サービスを持続的に確保できるよう定めるもの。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和 2 年 11 月に改正され、本計画の策定が努力義務化された。令和 7 年度以降に国の補助金を受ける際には必須となる。

【協議会の委員の選任について】

協議会及び交通会議の双方における協議内容について、関連性が非常に高いことから、交通会議の委員の皆様に協議会委員を兼ねていただく。

（任期）令和 5 年 3 月 31 日まで

【協議会での協議事項】

当面の間は、導入を予定しているオンデマンドバス「のるーと」や町内の旅客運送サービスの活用を考慮しながら、交通計画の策定についての協議を行う。

○宇美町地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 宇美町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議並びに連絡調整等を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、法第6条第2項の規定により、次に掲げる者のうちから15人以上をもって組織し、会長は副町長とする。

- (1) 副町長
- (2) 公共交通事業者、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故等があった場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(会長の専決処分)

第7条 会長は協議会を招集する暇がないとき、又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会に報告し、その承認を得なければならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(意見の聴取)

第9条 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第10条 協議会は、事務所を福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号に置く。

2 協議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、必要に応じて宇美町が負担する。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会初年度の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。